

感染症の予防及びまん延防止のに関する指針

訪問看護ステーション HARU NO CLOVER

1 基本方針

訪問看護ステーション HARU NO CLOVER（以下「事業所」という）は、利用者および職員等（以下「利用者等」という）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定およびまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2 注意すべき感染症

特に注意をし事業所があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

利用者および職員にも感染がおり、媒介者となりうる感染症

①集団感染を起こす可能性がある感染症

インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

②感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等 血液、体液を介して感染する感染症 肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等

3 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護および安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

(1)発生状況の把握

(2)感染拡大の防止

(3)医療措置

(4)市区町村への報告

(5)保健センターおよび医療機関との連携

(6)感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者および家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。本委員会の委員長は当ステーションの管理者とする。本委員会は、委員長と担当で構成する。委員会と研修は、定期的（年2回以上）かつ必要な場合に担当が招集する。委員会の議題は、担当が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ①事業所内感染対策の立案
- ②指針・マニュアル等の整備・更新
- ③利用者および従業員の健康状態の把握
- ④感染症発生時の措置（対応・報告）
- ⑤研修・教育計画の策定および実施
- ⑥感染症対策実施状況の把握および評価

(7)職員に対する研修の実施

事業所は勤務する職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防およびまん延の防止のための研修」および「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

①新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

②定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回（6月食中毒等及び11月インフルエンザ・コロナを注意とする他感染症等）以上実施する。訓練（シミュレーション）事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

4 利用者等に対する当該指針の閲覧について

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

5 その他感染症の予防及びまん延防止に関する推進のために必要な事項

「(7)感染症及びまん延防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される感染症及びまん延防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の感染防止とサービスの質を低下させないよう常に研鑽に努める。